

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.63

〔共通〕問1 甲種防火管理講習には甲種防火管理新規講習と甲種防火管理再講習があるが、次の記述のうち、消防法令上甲種防火管理新規講習に関する記述として正しいものを1つ選べ。

- (1) 講習時間はおおむね8時間とされている。
- (2) 消防計画の作成に係る知識及び技能の修得が、同講習の目的の1つとされている。
- (3) おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に係る知識及び技能の修得が、同講習の目的の1つとされている。
- (4) 火災事例等の研究に係る知識及び技能の修得が、同講習の目的の1つとされている。

〔消防用設備等〕問1 消防用設備等の附加条例に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 特別区の存する区域を除き、消防用設備等の附加条例は市町村条例という立法形式による必要がある。
- (2) 消防用設備等の附加条例により、消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定を緩和する規定を設けることはできない。
- (3) 消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、全国的に共通する一般的な理由により消防用設備等の附加条例を設けることができる。
- (4) 消防用設備等の附加条例により、特定用途防火対象物に係る附加条例の規定を既存防火対象物には遡及適用しないとするような規定を置くことはできない。

〔消防用設備等〕問2 次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、消防法令上、排煙設備の設置義務があるものとして正しいものを1つ選べ。

- (1) 全ての地下街
- (2) 劇場の舞台部で床面積が300㎡のもの
- (3) 無窓階となるカラオケボックスで床面積が1,000㎡のもの
- (4) 百貨店の地階で床面積が500㎡のもの

〔防火査察〕問1 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きである。
- (2) 弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続きである。

(3) 命令の履行期限は、個々の違反事項について通常是正可能と認められる客観的所要日数と公益上の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。

(4) 警告は、行政指導であるが、当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人とする必要がある。また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数の時は、行政指導であるので、代表の履行義務者に警告すれば足りる。

〔防火査察〕問2 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態などを現認し、調査することをいい、実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが実況見分調書である。実況見分調書作成時の留意事項に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 実況見分の信憑性を確保するため、関係のある者の立会い状況等を写真撮影しておく必要がある。
- (2) 記載した文字は改変してはならない。また、文字を削ったり、加えたりする場合は、欄外余白にその旨及び字数を記載し、認印する必要がある。
- (3) 見分者は事実をありのままに記載し、見分者の意見や憶測についても記載し、実況見分調書を作成する必要がある。
- (4) 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成する必要がある。

〔危険物〕問1 移動タンク貯蔵所に対する措置等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 市町村長は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するように、修理等すべきことを命ずることができる。
- (2) 市町村長は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (3) 消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災発生の防止のため特に必要があると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱者免状の提示を求めることができる。
- (4) 市町村長は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について貯蔵取扱基準適合命令をしたときは、当該移動タンク貯蔵所についての許可をした市町村長等に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

1 事業実施の基本原則(2)では、「患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象とすること。」としている。

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行規則第2条の3第2項。甲種防火管理新規講習の講習時間はおおむね10時間とされている。
- (2) 消防法施行規則第2条の3第2項第6号。
- (3) 消防法施行規則第2条の3第3項第1号。おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に係る知識及び技能の修得は、甲種防火管理新規講習ではなく甲種防火管理再講習の目的の1つとされている。
- (4) 消防法施行規則第2条の3第3項第2号。火災事例等の研究に係る知識及び技能の修得は、甲種防火管理新規講習ではなく甲種防火管理再講習の目的の1つとされている。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

- 解説 (1) 消防法第17条第2項、消防法第37条。消防用設備等の附加条例は市町村条例という立法形式による必要があるが、東京都の特別区の区域にあつては消防法第37条の規定により東京都条例で定められることになる。
- (2) 消防法第17条第2項。消防用設備等の附加条例は、当該市町村の気候又は風土の特殊性により、消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときに設けることができるものであり、これらの技術基準を緩和する規定を設けることはできない。
- (3) 消防法第17条第2項。消防用設備等の附加条例は、当該市町村の気候又は風土の特殊性により、消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を十分に達し難いと認めるときに設けることができるものであり、全国的に共通する一般的な理由により消防用設備等の附加条例を設けることはできない。
- (4) 消防法第17条第2項。消防用設備等の附加条例は、あくまでも消防用設備等の技術上の基準に関して、市町村条例においてこれらの技術基準と異なる規定を設けることができることとされているものであり、消防法第17条の2の5の規定の特例を市町村条例で定めることはで

きない。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行令第28条第1項第1号。延べ面積が1,000㎡以上のものに排煙設備の設置義務が生ずる。
- (2) 消防法施行令第28条第1項第2号。舞台部の床面積が500㎡以上のものに排煙設備の設置義務が生ずる。
- (3) 消防法施行令第28条第1項第3号。
- (4) 消防法施行令第28条第1項第3号。百貨店の地階で床面積が1,000㎡以上のものに排煙設備の設置義務が生ずる。

【防火査察】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 警告は、命令の前段的措置として行うのが原則であるので、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する必要があるので、不適当。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 見分者の意見や憶測は記載してはならないので、不適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

【危険物】

問1 答 (1)

- 解説 移動タンク貯蔵所は、許可を行った市町村長等の管轄区域を越えて移動するため、他の市町村長が行うことができる措置等について定められている。貯蔵及び取扱いの技術上の基準に違反していると認めるときは、貯蔵取扱基準適合命令を行うことができる。
- 〔参照条文〕 消防法第11条の5第2項、第3項、第16条の3第4項、第16条の5第2項。

問2 答 (3)

- 解説 屋外貯蔵所は、屋外の場所において第2類の危険物(硫黄、引火点0℃以上の引火性固体)又は第4類の危険物(引火点0℃以上の第1石油類、アルコール類、第2～第4石油類、動植物油類)を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所とされている。なお、避雷設備の設置は必要とされていない。
- 〔参照条文〕 危険物の規制に関する政令第2条第7号、第16条第1項。危険物の規制に関する規則第24条の10第1項。